

令和 2 年 8 月 1 日

各 位

特定非営利活動法人
まちづくり推進隊仁尾
理事長 河津 成雄

第 8 回 住宅用火災警報器設置支援事業のご案内

時下、皆様方におかれましてはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

日頃は、まちづくり活動の推進に何かとご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、消防法で住宅用火災警報器の設置が義務づけられていますが、今なお多くの住宅で設置されていないのが現実であります。このような状況を鑑み、まちづくり推進隊仁尾では火災が発生した場合においていち早く危険を察知し、大切な命や貴重な財産の被害を最小限にくい止めることを目的として、下記要領にて住宅用火災警報器設置に対して補助を行います。

記

- 幹 旋 台 数 世帯あたり 1 台 計 20 台
- 補助の条件 仁尾町内の住宅
(年齢制限なし、ただし第 1 回～7 回事業の対象となった住宅は除く)
- 幹 旋 機 種 Panasonic 薄型けむり当番 (SHK48455) 煙感知
- 負 担 額 500 円 (本体価格 1,420 円 - 補助金額 920 円)
- 補 助 金 額 920 円
- 申 込 方 法 申し込み用紙に必要事項を記入の上、500 円を添えて申し込み下さい。
(申し込み用紙は、事務局にあります)
- 申込締切日 令和 2 年 8 月 31 日 (月)
(申込受付は、先着順とし定数となり次第締め切ります)
- そ の 他 取付けご希望の方はお申し出いただければ、取付けに伺います。
(取付け無料)

※お申し込み時に、身分証明書(本人確認できるもの)と印鑑をお持ちください。

申し込み・問い合わせ先

特定非営利活動法人 まちづくり推進隊仁尾 電話 82-5207
仁尾町仁尾辛 34-2(市民センター仁尾内)